回数	nn nr
(年数)	問題
第74回	[第一問] -50点-
(6年)	問 1 (30点)
	2以上の道府県において事務所を設けて事業年度を通じ物品販売業を行う普通法人につ
	いて、次の(1)及び(2)の事項を説明しなさい。なお、当該法人は通算法人である。事業年度
	は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とし、事業年度開始日及び終了日
	の資本金の額は500,000,000円である。
	(1) 確定申告に係る申告納付期限の延長制度
	なお、当該延長に係る承認申請の手続きについては説明を要しない。また、当該法
	人はこれまでに申告納付期限の延長に係る承認を受けたことがないものとする。
	(2) 地方税関係手続用電子情報処理組織による申告並びに地方税関係手続用電子情報処
	理組織による申告が困難である場合の特例及びその特例の申請手続き
	なお、当該申告により発生する効力及び特例の申請後に総務大臣又は道府県知事が
	行う手続きについては説明を要しない。
	問 2 (20点)
	次の【資料】に基づき、甲株式会社(以下「甲社」という。)の第5期事業年度(令和
	6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度)における付加価値割に係る課税標準
	額及び各県に納付する付加価値割額の算定方法について説明しなさい。
	ただし、地方税法附則第9条第13項から第16項までに規定する給与等の支給額が増加し
	た場合の特例措置に係る説明は要しない。
	【資料】
	・ 甲社の令和7年3月31日現在の資本金の額は200,000,000円である。
	・ 甲社は令和2年4月1日に設立され、L県に本店(設立当初より設置)を、M県
	に支店(令和6年10月1日より設置)及び工場(設立当初より設置)を設置して、
	食料品の製造業を行っている。
	・ 甲社は令和4年4月1日からN国においても支店(恒久的施設に相当するもので
	ある。)を設置して、食料品の製造業を行っている。
	・ 甲社は乙株式会社から、労働者派遣法に規定する労働者派遣契約に基づき労働者
	派遣を受けている。
	・甲社は国内外の経理を明確に区分して計算をしていない。
	・ 事業税の税率は、L県は地方税法に定める標準税率、M県は同法に定めるいわゆ
	る制限税率と同一の率である。